平成29年11月17日

退職手当の支給割合の改正について（提案）

１　提案理由

　国においては、平成28年民間企業退職金実態調査の結果を踏まえ、退職手当支給水準の官民較差を解消するため、平成30年1月1日より退職手当の支給水準を引き下げることとしたところである。

　　府職員の退職手当制度の基本は国に準ずることとしていることから以下のとおり改正することとする。

２　改正内容

　　　退職手当に適用される調整率について、国に準じて現行の「87／100」を

「83.7／100」に引き下げる。

３　実施時期

平成30年１月１日 （平成29年９月後半議会に条例提案）

４　協議期限

　　　平成29年12月11日